

災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）とは、災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う災害時における遺体の処理及び埋葬に関する乙又は丙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。
2 この協定で「遺体の処理及び埋葬」とは、災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。
一 遺体の処理及び埋葬に係る物品の提供
二 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第2項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。ただし、乙が要請に応じられない場合は、丙に協力を要請することができるものとする。
2 災害が発生した地域の市町村は、前条第2項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙又は丙にその実施の協力を要請するものとする。
3 乙又は丙は、前2項の要請を受けたときは、乙又は丙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。
4 乙又は丙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙又は丙に協力を要請する遺体の処理及び埋葬に係る業務は、次に掲げるものとする。
一 遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等の提供並びに葬祭作業及び遺体の搬送
二 前号の棺、葬祭用品等は、次のとおりとする。
桐棺（内張付き、納棺用品一式を含む。） 遺体収納袋
ドライアイス、防腐剤等遺体安置用品
骨つぼ、その他必要な用品
三 その他第一号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙又は丙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。
2 乙は、前項の規定による甲からの要請を受け、必要があると認めるときは、丙に協力を求めることができる。ただし、丙に協力を求めた場合、乙は、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙又は丙は、甲から前条各項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙又は丙は、甲から前条各項の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

（実施報告）

第7条 乙又は丙は、甲からの第5条各項の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙又は丙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙又は丙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙、丙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙又は丙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（責任者の設置）

第10条 甲、乙又は丙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙又は丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎（署名）

乙 山梨県韮崎市本町二丁目10番9号
山梨県葬祭事業協同組合
理事長 上田孝二（署名）

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井昭憲（署名）

山 梨 県 知 事 殿

市・町・村 長

災害時における遺体の処理及び埋葬の協力要請について

このことについて、災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

| | | | |
|-------------------------------|------------|-----------------------|-----|
| 市町村担当者 | 所 属 | 部・局 | 課・室 |
| | 職・氏名 | | |
| | 連 絡 先 | TEL (FAX) E-mail | |
| 口頭による 要 請 日 時 | 年 月 日 時 分頃 | | |
| 要 請 理 由 | | | |
| 要 請 内 容 (品名、規格、 数量、役務等) | | | |
| 履 行 方 法 及 び 履 行 場 所 | | | |
| 履 行 期 日 又 は 期 間 | | | |
| 備 考 | | | |

山梨県葬祭事業協同組合理事長 殿
 全日本葬祭業協同組合連合会長 殿

山 梨 県 知 事

災害時における遺体の処理及び埋葬の協力要請について

このことについて、災害時における遺体の処理及び埋葬の協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

| | | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|------------|---------|
| 担 当 者 | 所 属 | 山梨県 部・局 | 課・室 |
| | | 市町村 部・局 | 課・室 |
| | 職・氏名 | 山梨県 | |
| | | 市町村 | |
| | 連 絡 先 | 山梨県 TEL | (FAX) |
| | | E-mail | |
| | 市町村 TEL | (FAX) | |
| | E-mail | | |
| 口頭による 要 請 日 時 | (市町村からの受理日時 年 月 日 時 分頃 年 月 日 時 分頃) | | |
| 要 請 理 由 | | | |
| 要 請 内 容 (品名、規格、 数量、役務等) | | | |
| 履 行 方 法 及 び 履 行 場 所 | | | |
| 履 行 期 日 又 は 期 間 | | | |
| 備 考 | | | |

山 梨 県 知 事 殿
市・町・村 長 殿

山梨県葬祭事業協同組合理事長
全日本葬祭業協同組合連合会長

災害時における遺体の処理及び埋葬の協力要請に対する応諾の可否について

年 月 日付け 第 号で要請のあったこのことについては、次のとおり実施
可能 ・ 不可能 です。

| | | |
|-------------------------------|-------|-----------------------|
| 組合又は連合 会担当者 | 所 属 | |
| | 職・氏名 | |
| | 連 絡 先 | TEL (FAX) E-mail |
| 実施条件又は 実施不可能の 理由 | | |
| 実 施 内 容 (品名、規格、 数量、役務等) | | |
| 実 施 方 法 及 び 対 応 場 所 | | |
| 実 施 期 日 又 は 期 間 | | |
| 備 考 | | |

山 梨 県 知 事 殿
市・町・村 長 殿

山梨県葬祭事業協同組合理事長
全日本葬祭業協同組合連合会長

災害時における遺体の処理及び埋葬の協力要請に対する実施状況について

年 月 日付け 第 号で要請のあったこのことについては、次のとおり実施したので報告します。

| | | |
|-------------------------------|-------|-----------------------|
| 組合又は連合会 担当者 | 所 属 | |
| | 職・氏名 | |
| | 連 絡 先 | TEL (FAX) E-mail |
| 実 施 条 件 | | |
| 実 施 内 容 (品名、規格、 数量、役務等) | | |
| 実 施 方 法 及 び 実 施 場 所 | | |
| 実 施 期 日 又 は 期 間 | | |
| 実 施 確 認 者 (要請側記入欄) | 所 属： | |
| | 職・氏名： | |
| 備 考 | | |